

## 令和5年 第1回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第1回東彼杵町議会定例会は、令和5年3月16日日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1番	林田 二三 君	2番	立山 裕次 君
3番	口木 俊二 君	4番	浪瀬 真吾 君
5番	大石 俊郎 君	6番	尾上 庄次郎 君
7番	後城 一雄 君	8番	浦 富男 君
9番	森 敏則 君	10番	橋村 孝彦 君
11番	吉永 秀俊 君		

2 欠席議員は次のとおりである。

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	健康ほけん課長	氏福 達也 君
産業振興課長	楠本 信宏 君	町 民 課 長	井上 晃 君
農業委員会事務局長	(楠本 信宏 君)	税 財 政 課 長	山下 勝之 君
水 道 課 長	岡木 徳人 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
建 設 課 長	森 英三朗 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	有川 寿史 君	主任書記	山下 美華 君
--------	---------	------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

日程第1	議案第1号	職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第2	議案第2号	東彼杵町個人情報保護法施行条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第3	議案第3号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第4	議案第4号	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第5	議案第5号	職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第6	議案第17号	令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第9号) (委員長報告・質疑・討論・採決)

- 日程第 7 議案第 18 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 8 議案第 20 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 9 議案第 21 号 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 10 議案第 22 号 令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 11 議案第 23 号 令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 12 議案第 24 号 令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 13 議案第 25 号 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 14 議案第 26 号 令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 15 議案第 27 号 令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 16 議案第 28 号 令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算  
（委員長報告・質疑・討論・採決）
- 日程第 17 発委第 1 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第 18 発委第 2 号 東彼杵町議会の個人情報保護に関する条例の制定について
- 追加日程 議案第 29 号 令和 5 年東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）  
第 1  
日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

## 6 閉 会

## 開 会（午前 9 時 28 分）

### ○議長（吉永秀俊君）

それでは皆さんおはようございます。ただいまの出席議員数は 11 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

議事に入る前に、大石議員の一般質問に対し、町長から再度答弁の申し出がありましたので、これを許可します。町長。

### ○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。

実は、3 月 7 日、大石議員の一般質問に対する回答の中でございましたけれど、地域公共交通計画策定委員会は、パブリックコメントで大きな変更がなければ今後開催をしないと私が回答をいたしました。新年度の開催に関する予算が計上されているのではないかとということで訂正答弁を求められていることでございます。この件に関しまして再度説明をさせていただきます。

今回の一般質問に対する回答は、令和 4 年度に策定している地域公共交通計画に関し、パブリックコメントで大きな変更がなければ 3 回で終了する趣旨で回答したものでございまして、令和 4 年度内の協議会開催を指しているものでございます。非常に説明不足で申し訳ございませんでした。

本協議会は計画策定だけが目的ではございませんで、計画の変更、実施に係る連絡調整、計画に位置付けられた事業の実施に関することについても協議を行う協議会でございますので、令和 5 年度以降も開催するということになるかと思っております。よろしく申し上げます。

### ○議長（吉永秀俊君）

それでは、本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから議事に入ります。

日程第 1	議案第 1 号	職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 2	議案第 2 号	東彼杵町個人情報保護法施行条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 3	議案第 3 号	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 4	議案第 4 号	職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 5	議案第 5 号	職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について (委員長報告・質疑・討論・採決)

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 1、議案第 1 号職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について、日程第 2、議案第 2 号東彼杵町個人情報保護法施行条例の制定について、日程第 3、議案第 3 号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、日程第 4、議案第 4 号職員の高齢者部分休業に関する条例

の制定について、日程第 5、議案第 5 号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、以上 5 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

おはようございます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 1 号 職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

この条例は、地方公務員法第 26 条の規定に基づき、職員の自己啓発等休業に関し、必要な事項を定めるもので、職員としての在職期間が 2 年以上である職員が自己啓発等休業を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等過程の履修又は国際貢献活動のための休業をすることを承認することができるとなっている。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 2 号 東彼杵町個人情報施行条例の制定について

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第 51 条の規定により、個人情報の保護に関する法律において地方公共団体における個人情報の保護に係る規律が一元化されることに伴い、新たに同法の施行に関し必要な事項を定めるためのもので、この条例において実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をいうものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 3 号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長の出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

この条例は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し必要な事項を定めるもので、その業務の全部又は一部が町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして規則で定めるものとの間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができるものとするものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 4 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

この条例は、地方公務員法第 26 条の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるもので、高齢者部分休業の承認は、1 週間を通じて当該職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間の 2 分の 1 を超えない範囲内で、5 分を単位として行い、法第 26 条の高年齢として条例で定める年齢は 60 歳とするものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第 5 号 職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

今回の条例制定は、地方公務員法の改正により職員の定年年齢が引き上げられることに伴い、6 件の関係条例の一部改正を行うものである。

慎重に審査した結果、適正な条例制定と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。5番議員、大石俊郎君。

○5番（大石俊郎君）

議案第2号、文言の訂正であります。

3、審査の経過並びにその結果の4行目の、個人情報の保護の関するは、保護の関するではなくて保護にが正解だと思います。文言の訂正をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

失礼しました。訂正をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第1号職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第2号東彼杵町個人情報保護法施行条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第3号公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第4号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第5号職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第9号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第7 議案第18号 令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

次に日程第6、議案第17号令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第9号)、日程第7、議案第18号令和4年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)、以上2議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第17号 令和4年度東彼杵町一般会計補正予算(第9号)

2 審査年月日

令和5年3月9日

3 審査の経過及びその結果

付託された事件について、各課長、教育次長及び財政管財係長の出席を求め産業建設文教

常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 9004 万 5000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 64 億 4857 万 3000 円とするものである。

歳出については、総務費に生活交通路線維持費補助金 127 万 8000 円など 1063 万 5000 円、民生費に東彼杵町認定こども園食材費高騰対策支援事業補助金 105 万 3000 円など 497 万 9000 円、農林水産費にイノシン緊急特別対策事業補助金 55 万円など 494 万 9000 円が追加計上されている。

歳入については、特定財源として、国庫支出金 3551 万 9000 円減、県支出金 236 万 3000 円追加、繰入金 2 億 7348 万 9000 円減、過疎債を活用するため町債 1 億 2030 万円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### 1 付託された事件

議案第 18 号 令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

#### 2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

#### 3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長、税財政課長及び健康ほけん課長の出席を求め委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 260 万 5000 円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 8 億 6228 万 2000 円とするものである。

今回の補正予算は、歳出においては、東彼杵町地域包括支援センター移設に伴う備品等の購入費及び原材料費の高騰などに伴う配食事業委託料の増加分として地域支援事業費に 216 万 6000 円、前年度長崎県地域支援事業交付金の精算に伴う返還金として諸支出金に 43 万 9000 円が追加計上されている。

歳入においては、地域支援事業費の法定負担分及び一般財源として、保険料に 35 万 9000 円、国庫支出金に 63 万 4000 円、支払基金交付金に 8 万 8000 円、県支出金に 31 万 6000 円、繰入金に 37 万円、繰越金に 83 万 8000 円が追加計上されている。

慎重に審査した結果、適正な補正予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上です。

#### ○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 17 号令和 4 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 9 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

お諮りします。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 18 号令和 4 年度東彼杵町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 20 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計予算  
(委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

日程第 8、議案第 20 号令和 5 年度東彼杵町一般会計予算を議題とします。本案について委員長の報告を求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 20 号 令和 5 年度東彼杵町一般会計予算

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、各関係課長、教育次長及び財政管財係長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 58 億 3500 万円とするものである。

歳入では、一般財源の大宗をなす普通交付税において、「地域社会再生事業費」や「地域デジタル社会推進費」が引き続き措置されたことなどにより昨年と同水準となり、新型コロナ

ウイルス感染症の影響により減収していた町民税は、7億6419万円（前年比2億9450万円、4.0%増）が見込まれるなど多少の増要因はあるものの、依然として厳しい財政運営を強いられている。

歳出では、社会保障経費の増加や公共施設の適正管理事業の増加のほかデジタル行政推進に伴う関連経費の増加や燃料費・物価高騰に伴う経費の増加など、年々厳しさが増していくことが予想されている。

そのため、国の交付金・補助金・委託金及び民間との連携を最大限に活用するとともに交付税措置率の高い過疎対策事業債を活用し、厳しい財政状況を乗り切ることが重要であるとのことで、人件費、公債費、扶助費などの義務的経費や管理的な行政経費及び継続中の建設事業などを計上した骨格予算として編成されており、総額で58億3500万円（前年度比3900万円、0.7%増）となっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、骨格予算であっても、計画された新規事業等についてはルールがある中でスムーズに執行できるよう努力してほしい。また、繰越事業が多くなっているため、予算編成に当たっては綿密な計画のもとに予算計上をすべきとの意見がありました。

更に、生活交通路線（JRバス）については、補助金の支出が増えているので、東彼杵町、嬉野市、武雄市の関係自治体と調整を行い、経費の削減に努力をしてもらいたい。その方法としては、現在のニーズに合わせ利用者数の把握と小型バスに変更できないか調整してほしいとの意見がありました。

#### ○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。9番議員、森敏則君。

#### ○9番（森敏則君）

それでは、委員長にお尋ねいたします。

今回、審査の報告書が上がっておりますが、裏面の5行目、また、繰越事業が多くなっているため、予算編成に当たっては綿密な計画のもとに予算計上をすべきであるとの意見がありましたということでしたが、この件についてお尋ねします。

この内容について、例えば、私が連合審査でお伺いしました遠距離通勤応援金についての、総務委員会としての問題点、問題提議等がもしあったらお聞かせください。

また、もう1点、この綿密な計画と表現をされておりますが、どのような、具体的な内容なのかをお聞かせください。以上です。

#### ○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

#### ○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

本会議の中でも、その遠距離通勤の問題は、いろいろ出ておりましたけれど、皆さんおっしゃっておられた遠距離通勤のことですね。40歳未満の補助金の件ですね。

隣接市町は該当しないということで執行部の方は話しをされておりましたが、それでは公平性が保たれないということで意見がありました。それは、執行部の方で精査するというお話で

伺っております。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

そういうことを伺っているわけではないんですよ。総務委員会として繰越事業とか、あるいは予算に当たっての綿密な計画を計上すべきであるという意見があったんでしょう。だから、その内容はこういったものなのか。その中に遠距離通勤応援金ということが何も問題なかったのかということをお尋ねしているんですよ。そして、その綿密なというのはどのような内容だったのかということをお尋ねしているんです。それを教えてください。

○——△——

暫時休憩をお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 9 時 54 分）

再 開（午前 9 時 55 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に戻り、会議を再開いたします。

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会の中では、遠距離通勤補助については、特段、話は挙がりませんでした。それと、この中に、予算編成に当たっては綿密なと書きましたけれど、事細かく、慎重にということです。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

最初から協議していないことについては協議していませんと、私におっしゃられてくれたらそれで良いんですよ。単純明快な回答なんですよ、回答例としては。

綿密なということの具体的な話し合いはなかったかと聞いたら別に問題ありませんでした、通常のことですよというような答弁の仕方をしてらいいんじゃないですか、次からね。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

はい、失礼しました。以上です。

○議長（吉永秀俊君）

他にございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

それでは、質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 20 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 20 号令和 5 年度東彼杵町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9	議案第 21 号	令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算 （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 10	議案第 22 号	令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算 （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 11	議案第 23 号	令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算 （委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 12	議案第 24 号	令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算 （委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 9、議案第 21 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算、日程第 10、議案第 22 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算、日程第 11、議案第 23 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算、日程第 12、議案第 24 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算、以上 4 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 21 号 令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算

2 審査年月日

令和5年3月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、総務課長及び税財政課長に出席を求め委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31万6000円とするものである。歳出については、総務費27万6000円、事業費2万9000円が主な計上である。

歳入については、財産収入5000円、繰越金30万8000円が主な計上である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第22号 令和5年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算

2 審査年月日

令和5年3月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長及び財政管財係長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ11億4500万円とするものである。

歳出では、総務費総額に、対前年度比17.58%（157万8000円）減の739万7000円が計上されている。減額となった要因は、国民健康保険税等システム改修業務委託料178万2000円の皆減によるものである。

総務費の主なものは、電算処理システム運用手数料72万円、国保情報集約システム手数料38万円、国保ネットワークシステム保守業務委託料27万5000円、医療費適正化特別対策事業120万1000円である。

歳入では、保険税の総額を、対前年度比0.15%（27万9000円）増の1億8271万9000円計上し、うち医療給付費分1億3084万円、後期高齢者支援金分3889万3000円、介護給付金分1298万6000円がそれぞれ計上されている。

医療給付費に係る現年分保険税は一人当たり年額6万5124円、後期高齢者支援金に係る保険税は一人当たり年額1万9790円、介護給付金に係る保険税は一人当たり年額2万1332円となっている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

1 付託された事件

議案第23号 令和5年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算

2 審査年月日

令和5年3月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長及び財政管財係長に出席を求め産業建設文教常任委員会との連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億4300万円とするものである。

歳出では、総務費に前年度比 344 万 5000 円増（対前年比 18.9%増）の 2171 万 2000 円、保険給付費に前年度比 1000 万円減（対前年比 1.3%の減）の 7 億 3200 万円、地域支援事業費に前年度比 536 万 2000 円増（対前年比 6.5%の増）の 8760 万 4000 円が計上されている。

歳入では、保険料に前年度比 140 万 6000 円減（対前年比 0.7%減）の 1 億 5064 万 5000 円、国庫支出金に前年度比 151 万 7000 円増（対前年比 0.7%の増）の 2 億 1098 万 4000 円、支払基金交付金に前年度比 197 万 4000 円減（対前年比 0.9%減）の 2 億 728 万 5000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、ケアマネージャーの人材確保については 5 事業所と共に密接な連携を取り、ケアマネージャーの人材確保に努めてもらいたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第 24 号 令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、関係課長及び財政管財係長の出席を求め産業建設文教常任委員会と連合審査会を開催し、その後委員会を開催しました。

本件は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 3100 万円とするものである。

歳出の主なものは、総務費に 1090 万 7000 円、後期高齢者医療広域連合給付金として、保険料等納付金 1 億 1327 万 9000 円、事務費負担金 597 万 7000 円の合計 1 億 1925 万 6000 円で、歳入の主なものは、保険料 7851 万円、繰入金 4521 万 3000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

○議長（吉永秀俊君）

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。質疑はありませんか。5 番議員、大石俊郎君。

○5 番（大石俊郎君）

議案第 22 号をお願いします。

議案第 22 号の 3、審査の経過並びにその結果、文言の表現、これまた文言の表現なんですけれど、上から 5 行目、歳出では、総務費総額に、対前年度比、最初に%がきていますよね。その後金額がきている。議案第 23 号を見てください、他のやつも。大体金額が先にして%が括弧書きで各のが通例となっているのではないかと。これは統一した方が良いのではないかと思いますので、その点を。小さな指摘ですけど指摘したいと思います。よろしくをお願いします。

○——△——

失礼しました。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

議案第 23 号をお願いします。最後の方の 3 行目ですけれど、なお、審査の過程で、ケアマネジャーの人材確保については 5 事業所と共に、云々と書いてありますけれど、たぶん、これは私が発言したことを要約されているかと思えますけれど、私が委員会で言ったのは、人材確保は、本来ならば事業者の役割なんですよということと言ったんですよ。ですから、この文書でいくと、人材確保は町がやりなさいよというふうに受け止めかねませんよ。ですから、ここら辺をもう少し、人材確保は事業者の役割なんですよということをちょっと書いて欲しかったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

私一人では決められませんので、委員会でもう一度協議します。

○議長（吉永秀俊君）

10 番議員、橋村孝彦君。

○10 番（橋村孝彦君）

私一人では決められないのでということではなくて、あなたは委員長なんですよ。そこで協議して発言した内容を忠実に書いて欲しいと言っているんです。後でも良いですけど。そういうふうな形でしていただけないかと言っているんです。いかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

承知しました。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。4 番議員、浪瀬真吾君。

○4 番（浪瀬真吾君）

これも小さなことなんですけれど、議案第 23 号で文言の、%のところなんですけれど、前年度比 344 万 5000 円増と書いてあるので、ここは、前年度対比とかなんとかはいらなくて、括弧して%だけで良いんじゃないですかね、前年度対比 18.9%増と書かなくても。(18.9%)だけで、下の方も一緒なんですけれど。そういった表現の仕方で良いんじゃないかなと思っております。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

わかりました。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

先ほどから総務厚生常任委員会の報告に対して総務厚生常任委員のメンバーが今 2 名、産業建設文教常任委員から 1 名質問がありますが、本来ならば総務厚生常任委員会のところで内容を確

認して、そして報告すべきではないのかなど、委員長、そう思いますがいかがですか。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

総務厚生常任委員会では、最終的には、委員長権限で私一人で作成をしましたもので、こういう報告ということでさせていただいております。

○議長（吉永秀俊君）

9 番議員、森敏則君。

○9 番（森敏則君）

本来であれば、当然この報告書を出すのであれば、委員のメンバーに内容を確認して、そしてこういう報告をしますということを確認してから報告するんですよ、普通。委員長が単独で書いて報告したからというのは、答弁今されていますが、それ、間違いですよ。ちゃんとした報告書を作ったのであれば、こういう報告書を作りました、これを報告いたしますということをやらないから、同じ総務厚生常任委員会のメンバーからこういった話が出て来ているんじゃないですか。もう少ししっかりやってちょうだいよ。

○議長（吉永秀俊君）

口木総務厚生常任委員長。

○総務厚生常任委員長（口木俊二君）

了解しました。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから、一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 21 号令和 5 年度東彼杵町公共用地等取得造成事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 22 号令和 5 年度東彼杵町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 23 号令和 5 年度東彼杵町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 24 号令和 5 年度東彼杵町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 13	議案第 25 号	令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 14	議案第 26 号	令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 15	議案第 27 号	令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)
日程第 16	議案第 28 号	令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算 (委員長報告・質疑・討論・採決)

○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第 13、議案第 25 号令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算、日程第 14、

議案第 26 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算、日程第 15、議案第 27 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算、日程第 16、議案第 28 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算、以上 4 議案を一括議題とします。本案について委員長の報告をそれぞれ求めます。浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1 付託された事件

議案第 25 号 令和 5 年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 9 日総務課長、税財政課長、水道課長及び財政管財係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和 5 年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4250 万円で、前年度に対し 850 万円（16.7%）の減である。

歳出については、業務費に 1612 万 2000 円、建設費に 1 万円、公債費に 2617 万 1000 円、予備費に 19 万 7000 円が計上されている。なお、西部クリーンセンター維持管理費については、漁業集落排水事業と処理人口比 6：4 で按分してある。

歳入については、使用料及び手数料 657 万 8000 円、一般会計繰入金等 3592 万 2000 円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、過疎対策事業債の有効利用と西部地区の接続率アップに努められたいとの意見がありました。

次に。

1 付託された事件

議案第 26 号 令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算

2 審査年月日

令和 5 年 3 月 9 日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3 月 9 日総務課長、税財政課長、水道課長及び財政管財係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和5年度予算の総額は、歳入歳出それぞれ1090万円で、前年度に対し280万円(20.0%)の減である。

歳出については、業務費に685万6000円、建設費1万2000円、公債費385万5000円、予備費17万7000円が計上されている。なお、西部クリーンセンター維持管理費については、農業集落排水事業と処理人口比4:6で按分してある。

歳入については、使用料及び手数料245万2000円、一般会計繰入金等844万8000円が計上されている。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、過疎対策事業債の有効利用と接続率アップに努められたいとの意見がありました。

次に。

1 付託された事件

議案第27号 令和5年度東彼杵町水道事業会計予算

2 審査年月日

令和5年3月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月9日総務課長、税財政課長、水道課長及び財政管財係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

収益的収入は、営業収益1億6613万8000円、営業外収益等8887万6000円で総額2億5501万4000円となり、前年度に対し1026万3000円(4.0%)の増である。

収益的支出は、営業費用2億3041万6000円、営業外費用等945万1000円、予備費100万円で総額2億4086万7000円となり、前年度に対し370万9000円(1.5%)の増である。

資本的収入は、企業債1億4520万円、工事負担金2000万円、補助金等4592万9000円、出資金3234万1000円で総額2億4347万円となり、前年度に対し1億143万6000円(41.7%)の増である。

資本的支出は、建設改良費2億3261万9000円、企業債償還金等3788万6000円で総額2億7050万5000円となり、前年度に対し1億1929万7000円(44.1%)の増である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、過疎対策事業債の有効利用と工事施工に当たっては、地域住民への周知徹底と安全管理に努められたいとの意見がありました。

1 付託された事件

議案第28号 令和5年度東彼杵町公共下水道事業会計予算

2 審査年月日

令和5年3月9日

3 審査の経過並びにその結果

付託された事件について、3月9日総務課長、税財政課長、水道課長及び財政管財係長の出席を求め総務厚生常任委員会との連合審査会を行い、その後水道課長の出席を求め委員会を開催しました。

令和5年度公共下水道事業の収益的収入は、営業収益として下水道使用料等4525万7000円、営業外収益として一般会計繰入金等2億4722万5000円、特別利益2000円で総額2億9248万4000円となり、前年度に対し1161万6000円(3.8%)の減である。

収益的支出は、営業費用として管渠費等582万9000円、処理場費4980万4000円、総係費4648万9000円、減価償却費等1億3908万4000円、営業外費用等として支払利息等3365万円、予備費22万4000円で総額2億7508万円となり、前年度に対し1861万円(6.8%)の増である。

資本的収入は、企業債4220万1000円、補助金3157万2000円、負担金等4643万7000円で総額1億2021万円となり、前年度に対し4392万8000円(36.5%)の増である。

資本的支出は、建設改良費8116万3000円、企業債償還金等1億406万1000円、予備費27万6000円で総額1億8550万円となり、前年度に対し835万円(4.5%)の増である。

慎重に審査した結果、適正な予算措置と認め、全委員一致原案のとおり可決すべきものと決定しました。

なお、審査の過程で、今後維持管理に相当な費用を要することから過疎対策事業債の有効利用と未接続の企業等に対してはトップのリーダーシップをもって接続率アップを図り、また、工事施工に当たっては地域住民への周知徹底と安全管理に努められたいとの意見がありました。

#### ○議長(吉永秀俊君)

これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑がある方は先に議案番号をお知らせください。質疑はありますか。10番議員、橋村孝彦君。

#### ○10番(橋村孝彦君)

議案第28号お願いします。審査の過程で云々ということがありますが、これはこれで結構だと思いますけれど、私が委員会で発言した内容がございましたよね。と言いますのは、予算には関係ないけれど、これから先の予算に公共下水に大きく関係するよなという話をしたと思うんですよ。と言いますのは、某大手洗濯会社さんの話をしたんですけれど、本町の河川の水質で一番水質が悪いとされているのがセント川と千綿の才貫田川が大きく取り上げられています。公共下水の目的とすれば、そういった大村湾の浄化とか何とかというものがございまして。ですから、なぜあそこが公共下水に繋いでいただけないのか、随分交渉はしてありますけれど接続されていないという現実があります。

じゃあ、そのネックになっているのは何かというのは、上水と下水の料金がリンクしているからでしょうという話ですよ。ですから、これは大事なことですよ、これから先。

で、じゃあねって、大量の水を使いますから、そこは町に貢献されている事業所でありますから、ある程度の減免処置をして接続を推進するよなということを私は意見を言ったと思うんですよ。これは、これからの公共下水にとって重要な事案となりますから、これは、是非記載して欲しかったんですけれど、そういうのは全く頭になかったんですか。これは大事なことですよ。

○議長（吉永秀俊君）

浪瀬産業建設文教常任委員長。

○産業建設文教常任委員長（浪瀬真吾君）

確かに、橋村議員がその時にはそういった発言をされたと思いますが、そういった意味も含めて町の執行部において、そういった先々の維持管理費を軽減するために短くなりましたけれど、こういった表現にいたしているところでございますし、当然、委員会の中でもそういった話は出たところでございます。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。10番議員、橋村孝彦君。

○10番（橋村孝彦君）

それじゃあ答えになっていないんですよ。載せていただきたかったんですよ。これでは執行部の皆さんも、その時に出席されていない方々も理解されませんから載せていただきたかったなというのが本音です。よろしくお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから一括して討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第25号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第25号令和5年度東彼杵町農業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉永秀俊君）

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 26 号令和 5 年度東彼杵町漁業集落排水事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（吉永秀俊君）**

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 27 号令和 5 年度東彼杵町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

**○議長（吉永秀俊君）**

確認しました。起立多数です。

したがって、議案第 28 号令和 5 年度東彼杵町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第 17 発委第 1 号 東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例**

**○議長（吉永秀俊君）**

日程第 17、発委第 1 号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。局長に発委を朗読させます。

**○事務局長（有川寿史君）**

読み上げて説明に代えさせていただきます。

発委第 1 号。令和 5 年 3 月 8 日、東彼杵町議会議長 吉永秀俊様。提出者 議会運営委員会委員長 大石俊郎。

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 109 条第 6 項及び第 7 項並びに会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出します。

めくっていただいております。

東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例。

東彼杵町議会委員会条例（平成3年条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。まず、第2条の第1号ですが、総務厚生常任委員会の定数6人を8人とすること、それと所管事務ですけれど、こちらの健康ほけん課の方が長

寿ほけん課とこども健康課に変わりますのでその分は改正ということになります。

第2号において産業建設文教常任委員会の定数を5人から7人ということに改正します。

続きまして、第4条の2第2項の議会運営委員会の委員の定数を6人から5人とするものです。

最後に、第6条資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数を7人から6人とするものがあります。

めくっていただいて附則ですが、この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号及び第2号第4条の2第2項並びに第6条の第2項に規定する委員の定数については、次の一般選挙から適用するという事です。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

次に、本案について提案理由の説明を求めます。大石議会運営委員長。

○議会運営委員長（大石俊郎君）

では、提出の理由について説明をさせていただきます。

東彼杵町議会議員の定数を定める条例の一部改正並びに東彼杵町課設置条例の一部改正により、委員会の定数及び所管を変更する必要があるため条例の一部を改正するものであります。以上でございます。

○議長（吉永秀俊君）

これから、提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。質疑なしと認めます。

お諮りします。発委第1号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第1号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第1号東彼杵町議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発委第2号 東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

## ○議長（吉永秀俊君）

次に、日程第18、発委第2号東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。局長に発委を朗読させます。

## ○事務局長（有川寿史君）

発委第2号。令和5年3月8日、東彼杵町議会議長 吉永秀俊様。提出者、議会運営委員会委員長 大石俊郎。

東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに会議規則第13条第3項の規定により提出します。

1ページめくっていただいて、お願いします。

まず、東彼杵町議会個人情報保護に関する条例ですけれども、まず制定の理由ですが、令和3年5月19日に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」において、「個人情報の保護に関する法律（以下「新保護法」という。）」が改正され、個人情報の取扱い等に関する共通ルールが設定されました。これにより地方公共団体の個人情報保護制度は、令和5年4月1日から新保護法の適用を受けることとなります。

これにより、町は、既存の「東彼杵町個人情報保護条例」を廃止し「東彼杵町個人情報保護法施行条例」として新たに制定されます。しかし、新保護法において議会は、国会や裁判所と同様に、自律的な対応のもと個人情報の保護が図られることが望ましいことから法律の適用外とされており、町条例においても同様に適用外とされているため、町議会独自で新たに個人情報の保護に関する条例を制定するものです。

東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の概要をご説明します。

### 第1章 総則（第1条～第3条）

東彼杵町議会（以下「議会という」）における個人情報の保護に関して、条例の目的や条例で使用する用語の定義を定めるとともに、議会の責務について規定しています。

### 第2章 個人情報等の取扱い（第4条～第16条）

議会の個人情報の取扱いに関して、個人情報の保有の制限、利用目的の明示、不適正な利用の禁止、適正な取得、正確性の確保、安全管理措置、従事者の義務、漏えい等の通知 利用及び提供の制限、保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求、個人関連情報の提供を受ける者に対する措置要求、仮名加工情報の取扱いに係る義務や匿名加工情報の取扱いに係る義務について規定しています。

### 第3章 個人情報ファイル（第17条）

議会が作成する個人情報ファイル簿の作成及び公表について規定しています。

### 第4章 開示、訂正及び利用停止（第18条～第46条）

個人情報の開示に関して必要な事項を定めます。町では開示請求に係る手数料に関する規定を定めることから、議会においても同様に定めます。その他に訂正や利用停止に関する事項を規定しています。

また、地方自治法上、議会には附属機関である審査会は設置できないと解されていることから、議長が行った行政処分への審査請求に関する諮問及び専門的な知見に基づく意見を聴くことが特

に必要であると認める場合には、町条例に設置される審査会に委任することを規定しています。

#### 第5章 雑則（第47条～第51条）

条例で適用除外の規定を設けるほか、開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等、個人情報等の取扱いに関する苦情処理に関する事項を規定しています。

#### 第6章 罰則（第52条～第56条）

町は改正法の適用を受けて運用することになることから、議会においても罰則に関する事項について規定しています。

附則ですが、この条例は、改正法及び町条例の施行日に合わせ、令和5年4月1日から施行する。としております。説明は、以上です。

#### ○議長（吉永秀俊君）

次に、本案について提案理由の説明を求めます。大石議会運営委員長。

#### ○議会運営委員長（大石俊郎君）

では、提出の理由についてご説明いたします。

東彼杵町議会における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する必要があるため条例を制定するものであります。以上であります。

#### ○議長（吉永秀俊君）

これから、提出者に対する質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

ありませんね。これで質疑を終わります。

お諮りします。発委第2号は、会議規則第38条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発委第2号を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

#### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、発委第2号東彼杵町議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

ここで、議案配布のため暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 42 分）

再 開（午前 10 時 43 分）

○議長（吉永秀俊君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第 1 議案第 29 号 令和 5 年東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（吉永秀俊君）

お諮りします。ただいま町長から議案第 29 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）が提出されました。

これを日程に追加し、日程の順序を変更し、議案第 29 号を追加日程第 1 とし、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題にすることに決定しました。

それでは、追加日程第 1、議案第 29 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

議案第 29 号に対しましての最終日になりましたこと、誠に申し訳ございません。

これが、国が決定しました 5 月からワクチン接種が始まるものでございますので、予算がどうしても必要となりますので、お願いをするわけでございます。

それではご説明をいたします。

議案第 29 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）でございますが、予算の総額に歳入歳出それぞれ 3687 万 3000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 58 億 7187 万 3000 円とするものでございます。

提案理由につきましては、歳出の主なものは新型コロナウイルス予防接種事業費等 3687 万 3000 円。歳入の主なものは、国庫支出金 3382 万円でございます。詳細につきましては、税財政課長に説明をさせます。慎重審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いいたします。税財政課長。

○議長（吉永秀俊君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

議案第 29 号についてご説明いたします。

それでは、8 ページをお開きください。3 番歳出でございます。

4 款 1 項 1 目保健衛生総務費の 2 節給料から 4 節共済費までは、保健職員 1 名が 5 月から出産のための休暇を取得予定ですので、その代替職員を雇用する費用を計上いたしました。目全体で 299

万 3000 円を追加しております。

次の 2 目予防費 1 節報酬から 13 ページの 13 節使用料及び賃借料までは、新型コロナワクチンの接種費用を計上いたしました。今月、厚生労働省から令和 5 年度のワクチン接種スケジュールが発表され、高齢者、基礎疾患を有する者、医療従事者は、5 月以降と 9 月以降に 2 回接種、また、その他の者は 9 月以降に 1 回接種する予定となっております。ワクチン接種に係る費用を目全体では、3388 万円追加いたしました。

戻っていただいて、5 ページをお願いします。2 番歳入です。

16 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金は、ワクチン接種の財源として 1603 万 3000 円を国庫負担金収入として追加いたしました。

6 ページをお願いします。16 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金は、こちらもワクチン接種の財源で 1778 万 7000 円を国庫補助金収入として追加しています。

7 ページになります。21 款 1 項 1 目繰越金は、補正の財源 305 万 3000 円を繰越金収入としております。歳入歳出については以上でございます。

その他 1 ページ、2 ページの第 1 表、3 ページ、4 ページの事項別明細書、11 ページ以降の給与費明細書は、ただいまの説明の積上げですので説明を省略いたします。以上でございます。よろしくをお願いします。

○議長（吉永秀俊君）

それでは、これから質疑を行います。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

ありませんか。

それでは、これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 29 号は、会議規則第 38 条第 3 項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、討論を行います。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 29 号令和 5 年度東彼杵町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

## 日程第 19 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

### ○議長（吉永秀俊君）

日程第 19、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配布いたしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ○議長（吉永秀俊君）

異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和 5 年第 1 回東彼杵町議会定例会を閉会します。お疲れさまでした。

閉 会（午前 10 時 49 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 吉永 秀俊

署名議員 後城 一雄

署名議員 橋村 孝彦